

平成26年7月11日

鳥羽市議会会議

質疑通告者一覧表

発言通告者	議席番号	1 番	氏 名	戸 上 健
<p>件名及び 要 旨</p>	<p>○ 議案第 1 3 号 財産の処分について</p> <p>地方自治法第 9 6 条 1 項第 8 号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定によって議会の議決が必要とされる重要案件である。そこで以下の諸点についてきく。</p> <p>① 公有財産処分の適切性についてどうか。</p> <p>② 財産処分的前提となる契約書、協定書の法的拘束力はどうか。</p> <p>③ 財産処分に伴う砕石斜度の整合性。</p> <p>④ 緑化の概念規定、尺度は何か。</p> <p><市長、副市長及び関係課長></p>			

発言通告者	議席番号	3 番	氏 名	井 村 行 夫
<p>件名及び 要 旨</p>	<p>○ 議案第12号 平成26年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）歳入第14款国庫支出金 項2国庫補助金 がんばる地域交付金及び歳出第9款教育費 項2小学校費及び項4幼稚園費 小学校空調設備整備事業及び幼稚園空調設備整備事業について</p> <p>① 学習しやすい環境の整備、学力向上の問題、児童生徒の健康問題、財政状況、エネルギー問題、地球環境問題。様々な視点がこの事業にはあると思うが、教育委員会がこの事業を今実施すると決定した理由をきく。</p> <p>② 空調設備を整備した場合のメリット、デメリットについてきく。</p> <p>③ この事業は2カ年かけて、各小中学校とかもめ幼稚園に空調設備を入れる事業であるが、今回は国のがんばる地域交付金を主な財源としているが、来年度の財源確保も見越したうえで予算化をしたのか。</p> <p><市長、教育委員長及び教育長></p>			